

### 第3回南区自治協議会 会議概要

日 時 平成27年6月24日(水) 午後2時～午後4時30分

会 場 新潟市南区役所4階 講堂

- 次 第
- 1 開会
  - 2 報告・連絡事項(本庁分)
    - (1) 食品リサイクル地域活動推進支援事業について(廃棄物政策課)
    - (2) 水と土の芸術祭2015について(水と土の文化推進課)
    - (3) 地域包括ケアシステムの構築に向けて(地域包括ケア推進課)
  - 3 議事
    - (1) 教育ミーティングの懇談テーマについて
  - 4 報告・連絡事項
    - (4) 部会報告
    - (5) 第2回全体会で出された質問に対する回答  
※市街化調整区域(建設課), 月潟ひまわりクラブ(健康福祉課)
    - (6) その他
  - 5 次回全体会の日程について
  - 6 閉会

#### 事前配布資料

- 資料1 食品リサイクル地域活動推進支援事業について  
資料2 水と土の芸術祭2015実施計画(案)  
資料3 地域包括ケアシステムの構築に向けて

#### 当日配付資料

- 会議次第  
資料4 教育ミーティング懇談テーマについて  
資料5 部会報告  
資料6 開発許可及び農地転用の状況について

資料3追加資料 地域包括ケアシステムの構築に向けた基調講演・支え合いの  
仕組みづくり研修会の開催について

出席者 小杉由美子委員, 丸山幸一委員, 田村義三郎委員, 小林 誠委員, 木村 功委員,  
小林公子委員, 棚村真寿美委員, 種村幸夫委員, 小山田充委員, 西村 徹委員,  
片野秀雄委員, 知野美智子委員, 佐々木彰治委員, 市嶋洋介委員, 丸山新吉委員,  
野澤敏子委員, 西脇 博委員, 原 正行委員, 小林敬子委員, 原 五郎委員,  
大那 孝委員, 渡辺悦子委員, 田中容子委員, 大橋章子委員, 小林加代子委員,  
高橋文子委員, 本間智美委員

以上27名

(欠席: 青木智子委員, 渡辺 康委員, 小林 孝委員)

事務局 渡辺区長, 小松副区長, 永井地域課長, 高橋地域課長補佐, 堀総務課長補佐  
新井田地域課地域振興担当係長, 伊藤同企画担当係長, 大塚同主査,  
蝦名同主査, 松元同主事, 山際主事

関係課 高橋区民生活課長，高橋健康福祉課長，野内産業振興課長，木村建設課長，牛腸味方出張所長，宮本月潟出張所長，畠山南区農業委員会事務局長，江口南区教育支援センター所長，重山主幹（白根地区公民館）

説明者 塚本廃棄物政策課長，塚原水と土の文化推進課長，仁多見参事（地域包括ケア推進担当）

報道 1名（新潟日報社）

傍聴者 2名

（午後2時）

## 1 開会

○事務局（伊藤地域課企画担当係長）（配布資料の確認）

○議長（棚村会長） あいさつ

欠席者の報告

傍聴者の報告（所定の手続きを経て，傍聴していることを報告）

取材申し込みの報告（新潟日報社）

## 2 報告・連絡事項（本庁分）

### （1）食品リサイクル地域活動推進支援事業について

○議長（棚村会長） 続いて，報告・連絡事項に入る。次第2（1）食品リサイクル地域活動推進支援事業について，廃棄物政策課から説明をお願いします。

○塚本廃棄物政策課長 資料1をご覧ください。食品リサイクル地域活動推進支援事業という長い名前だが，一言で言うと生ごみから堆肥化する拠点のモデル事業を，今回，南区と西蒲区に増設したいというのがコアの説明である。

資料1，目的。平成20年度から新ごみ制度が始まったが，そこで家庭系のごみは3割減少してリサイクル率も向上した。しかしながら，やはり燃やすごみの4割はいわゆる生ごみと言われるもので，これを減らしていくことが大きな課題となっている。この課題に対する一つのアプローチとして，地域での生ごみ循環ルートを構築していきたい。平成24年度から江南区亀田地区でモデル事業をやっているが，今回，南区と西蒲区に同じような拠点を設けたいということである。

2，概要。市が業務用の生ごみ処理機を回収拠点に設置し，市民の方がご家庭で出た生ごみを処理機で堆肥化する。できた堆肥は農家の方や生ごみを持ち込まれた市民の方に配布して活用いただくというものである。なお，排出モラルを守るために，それから市民の方に趣旨をご理解いただくために会員制をとらせていただいている。亀田地域でもそういう形でやっているのだから，今回も同じような形でやらせていただきたい。それから，処理機で受け入れる生ごみの基準は，水切りし自然乾燥させた生ごみである。3の図の左側に自然乾燥させたものがあるが，肉や魚は臭いがあるのでご遠慮いただいて，主に野菜くずを出していただきたい。

続いて裏面をご覧ください。4，生ごみ処理機新規設置場所だが，南区ではアグリパーク地内，それから西蒲区ではスーパーマルイ向かいの資源物回収拠点ということで，新たに設置させていただきたい。

5番，この事業にかかる説明会である。6月27日の午前，午後，それぞれ記載の会場で説明会を開催したいと考えている。

6番，亀田地区のモデル事業の実績である。平成24年度から始まっているが，徐々に会員も伸びており，回収量，処理量とも増えているということである。

今後もPRを積極的にしながら会員を増やすとともに，堆肥の利活用により生ごみの循環の

輪を広げていきたいと考えているので、どうぞよろしく願います。

○議長（棚村会長） ただいまの説明について、ご質問があれば挙手をお願いする。  
ないようなので、食品リサイクル地域活動推進支援事業についてはこれで終わりとする。

## （２）水と土の芸術祭２０１５について

○議長（棚村会長） 続いて次第２（２）水と土の芸術祭２０１５について、水と土の文化推進課から説明をお願いする。

○塚原水と土の文化推進課長 いよいよ開幕が迫ってきた水と土の芸術祭２０１５の実施計画についてご説明させていただきたい。お手元の資料２、実施計画（案）を見ながら説明させていただきます。

まず、３ページをご覧ください。一番上に６、会期が記載されている。会期については来月１８日（土）から１０月１２日（月）までの８７日間である。

７、会場の構成についてである。今回の芸術祭の主役は潟なので、メインフィールドを鳥屋野潟、福島潟など四つの潟に設定した。また、芸術祭の全貌を紹介する中核施設として、潟へ誘うベースキャンプを中央区の旧二葉中学校に、それから鳥屋野潟に隣接した天寿園、いくとぴあ食花をサテライトとしてそれぞれ位置づけている。

次に、４２ページをご覧ください。交通関係・ツアーと書いてある。今ほど申し上げた会場を結ぶ交通アクセスについてである。１の基本方針の（２）に記載されているとおり、メインフィールドへの車以外でのアクセス向上のために古町からツアーバスを運行するほか、（３）に記載しているベースキャンプ、旧二葉中学校へのアクセスも一般車両の駐車を禁止することにしたので、古町からのパークアンドライドを推奨することとして、ベースキャンプ行きのシャトル便を運行することとしている。まち歩き、それからレンタサイクル等の活用を図り、車に頼らずに楽しむ芸術祭を目指していきたいと思っている。

３ページの８、主要事業である。記載の四つの事業が本芸術祭の４本の柱になっている。これに加えて今回の特色としては、新潟の食文化、それからおもてなしについても力を入れていきたいと思うので、これからは五つの事業について該当ページをご覧くださいながらご説明させていただきます。

４ページの１番、市民プロジェクトについてである。市民プロジェクトは市民の皆さんから企画していただくイベントなどであり、本芸術祭の根幹をなす象徴的な事業である。（５）に記載のとおり、今回は１０９件の事業が市内各所で同時多発的に展開されていく。次の５ページになるが、中ほどから実施プロジェクトの一覧表がついている。南区はというと、８ページをお開きいただきたい。６４番から６９番までの６事業、それから１０ページの１０１番の合計７件が南区において実施されるプロジェクトである。今回の全体の市民プロジェクトの特徴としては、過去２回芸術祭が行われたが、そちらに参加していただいたアーティストとのつながりを生かしながら、自ら作家を招聘するなどの市民によるアートプロジェクトが１１件に上るなど、見応えのあるプロジェクトが市内各所で展開されると思う。なお、この１１件のアートプロジェクトの内、南区においては６４番の味方アートプロジェクト、それから６６番の白根アートプロジェクトの２件が該当となる。また、南区においては各実施団体７団体と区役所が連携して七つのプロジェクト全体をとりまとめて区の魅力発信を行っていただくなど、ほかの区にはない積極的な取り組みを行っていただいていることに対して感謝申し上げたい。なお、本日は市民プロジェクトの紹介をするリーフレット、カラー刷りの小冊子をお配りしているので、後ほどご覧ください。南区をはじめとした市内全域で行われる多様なプロジェクトについて、ぜひ、お楽しみいただきたい。

次に、１１ページのこどもプロジェクトである。こどもプロジェクトは次代を担う子どもたちにアートに触れる機会を提供し、個性や創造性、心豊かな人間性を育むことを目的とした事業である。ワークショップの種類としては、下段の一覧表から１２ページに記載してあるが、アートをはじめとして踊りや音楽、それから食など、多彩なメニューを準備している。１８のプログラムを４０回実施していく。また、その内の七つのプログラムについては、実際に学校現場で出前事業として実施していく。また、中ほどに記載しているみずつち給食ということで、

7月の学校給食のメニューにご覧のみずつつち特別メニューを提供していこうということになっている。一番下のみずつつち合宿ということで、東日本大震災の被災地の子どもたちと新潟市の子どもたちが交流する合宿を行う。南区においてはアグリパークを活用させていただきたい。

また、お手元の黄色いリーフレットだが、こどもプロジェクトを抜粋したリーフレットも配っているので、ワークショップによっては申し込みが必要なものもあるので、後ほどご覧いただきたい。

次に13ページをご覧いただくと、アートプロジェクトの記載がある。アート作品の総数は一覧表に記載のとおり56作家により69作品を展示する。1枚おめくりいただいて15ページからはアート作品の一覧表を記載しているので、こちらは後ほどご覧いただきたい。

次に28ページをお開きいただきたい。アートプロジェクトの中にはパフォーマンス部門がある。パフォーマンスのパンフレットも本日お手元にお配りしているが、鑑賞系の四つのプログラム、それから参加型の三つのプログラムの計七つのプログラム構成となっている。以上がアートプロジェクトになる。今回はアート作品の鑑賞は原則無料となっているので、気軽に何度でも会場にお運びいただいて楽しんでいただきたい。

次に、30ページをご覧いただきたい。これは4本目の柱であるが、シンポジウムである。前回から引き続いて自然との共生を大テーマに開催する。32ページに記載しているが、シンポジウムのほかにみずつつち座談会と題して参加アーティストを中心とした座談会をイベントを含めて5回開催する。

続いて33ページをご覧いただきたい。食・おもてなしである。食・おもてなしは今回の主要事業の一つに匹敵する扱いで行うプロジェクトであり、新潟の食の発信の魅力と地域住民によるおもてなしで構成されている。芸術祭を訪れていただいたお客さまを地域独自のおもてなしを通じて満足度を高めていただくとともに、地域固有の魅力を伝え、リピーターを増やしていこうというものである。食の取り組みとしては、アに記載のある、3週間ごとに五つの会場を旅する形式、移動式の渦るカフェと、旧二葉中学校、ベースキャンプで購買のようなカフェの2店舗を展開していく。

次に、34ページには地域の方々のおもてなし事業が一覧で記載してある。

以上が芸術祭の主要事業の概略である。水と土の芸術祭は肩肘張らない芸術祭である。もし、地域の皆様、お友達、ご家族など、お誘い合わせのうえ気軽に芸術祭を楽しんでいただければと思う。

最後にもう1点だけ宣伝させていただきたい。来月から芸術祭の公式ガイドブックを1冊500円で書店販売していく。芸術祭自体は無料だが、ガイドブックはこの芸術祭を楽しむうえで必携のツールになっていて、作家や作品のコンセプトの紹介や作品設置場所の地図情報をはじめとして、展示エリア周辺の刊行やグルメ情報、それから古町から発車するベースキャンプ行きのシャトル便やメインフィールドへ行くツアーバスの無料乗車、協賛いただいている民間施設、飲食店での優待機能などを付加したお得なガイドブックになっている。毎回人気のスタンプラリーの機能も併せてガイドブックに持たせているので、ぜひ、お一人様1冊お買い求めいただき、芸術祭を満喫していただきたい。なお、子ども向けには小中学校を通じてスタンプラリーの台紙を無料で配布する予定である。

以上、7月18日から始まる水と土の芸術祭2015の報告を終わらせていただく。皆様のご来場、実行委員会一同心よりお待ち申し上げます。

○議長（棚村会長） それでは、ただいまの説明についてご質問がある方、挙手をお願いします。

○本間委員 質問ではないが、今回、南区の市民プロジェクトについて補足の説明をさせていただきたい。お手元にチラシがあるが、そちらをご説明させていただきたい。

まず、おもての地図だが、南区の地図があって、そこにいくつものプロジェクトがあるというコンセプトで作らせていただいた。今回、南区の自慢できる歴史文化を感じながら、そして南区の結束力のあるすばらしい皆さんとふれあいをしながら、そして豊かな自然を巡りながらツアーを行うということで、意識してチラシを作っている。そのことで南区の魅力を再発見しながら観光事業につなげていければと考えている。

裏面をめくっていただきたい。それぞれのプロジェクトについて少しご説明させていただき

たい。左上、白井アートプロジェクトである。白井には築100年くらいたつ元酒屋のつかせという空き店舗がある。そちらを今回開放していただき、アーティストの林僚児さんにお越しいただき、アーティスト・イン・レジデンスという滞在制作を行っていただいている。

白井では今回、第14回目となる狸の婿入り行列がある。狸の婿入り行列は今年、市民文化遺産に指定された行事である。そちらに今回の林さんによって婿入り道具やお面など、そしてそれがたこ合戦で使われた和紙などを使用して次から次へと変化させていくという形で狸の婿入り行列を盛り上げていく。そして、このつかせから、大掃除を行ったときに以前使っていた明治時代のお菓子の型枠なども出てきて、白井の歴史を知るよいコミュニティスペースになるのではないかと期待している。

それから、下の味方アートプロジェクトである。味方アートプロジェクトは二つの会場にて行う。まず、笹川邸のすぐ西側にある昔のJAの倉庫だった、現在、味方ふぁーむ所有の米倉庫の中で7月18日から8月30日まで作品展示を行う。それから9月より会場を移し、隣の笹川邸に作品展示をする。味方では地域の皆さんと一緒に小原典子さんの「太陽をさがす」という作品展示を行っていく。こちらはアクリルを使用して、害虫といわれている虫だが、生物の植物連鎖や果樹などの受粉といった多種多様な生態系を意識させるような取り組みになっている。8月22日、10月10日の2回、ダンスパフォーマンスを地元の神楽の奉納に併せてコラボレーションする形で地域の魅力をさらに再発見していくプログラムになっている。

その下が今度は月潟になる。月潟角兵衛獅子のお囃子が今回、36年ぶりに復活された。その角兵衛獅子のお囃子を笹川邸において10月4日、生の演奏をお聴きいただく機会がある。

それから右上、白根アートプロジェクトである。白根の商店街は舟運で支えたこの地域の拠点である。そして、100年以上に及ぶ歴史的な町並みが現在も多く保存されていることは、地域住民の方々にはなかなか気づかないと思うが、とても歴史的な価値があると、今、注目を浴びつつある。その中の町屋を1軒開放いただき、町屋の中で作品展示を行っていく。それから白根の商店街のまちの魅力を再発見するという形で、まち歩きやアーティストのコラボ商品の開発なども着手していく予定にしている。

それからわたしのマチオモイ帖・新潟である。こちらは先回、大凧合戦のときにプレワークショップという形で白根帖を作ってみた。そのことで南区の楽しい方々や豊かな風景、そして歴史文化の魅力に気づくとともに、待ちへの思いを育む事業となっている。

それからその下、白根・共に・灯火プロジェクトである。こちらは無形文化財である白根絞りと大凧の図柄を用いて行灯を200燈作成し、白根祭りのときに白根神社、そして白根カルチャーセンターなどにおいて作品を展示していく。幻想的な風景がおそらくでき上がると思うので、皆さん、お足を運んでいただきたい。

最後に、しろね大凧ワークショップである。こちらは中学生から40歳代の方を対象に白根の伝統である大凧を作るワークショップを実際に行っていく。凧の仕組みや歴史を学びながら、今回は私たちも大凧を揚げてみたいと、担い手が生まれていくことを期待して作り上げた。

今回の七つの事業については南区観光協会の皆様、白根大凧合戦協会の皆様、そして白根青年会議所の皆様、白井コミュニティ協議会の皆様、そして各地区の商工会、各地区の有志の皆様のご協力によって七つのプロジェクトが企画された。現在、作品を作っている。白井では現在作っているし、白根と味方は今週金曜日から作品の制作に入っていく。ぜひ、だれでも参加できるアートなので、作品の制作から実際にかかわっていただいて、地域の魅力、特に南区の魅力を再発見するとともに、自慢したくなるような南区に気づいていただければと考えている。

○議長（棚村会長） 本間委員の説明も含めて、全体的に何かご質問はあるか。

○片野委員 市民プロジェクトの話、とてもすばらしいと思うが、たまたま白井にある旧つかせ跡を利用したアートプロジェクトも、その場所はよく承知しているが、一番問題になるのは、来る人が車に乗ってこられるとあの付近には駐車場がなく、その辺りも考えて今後取り組まれたらと思う。

○本間委員 今の質問について、今回お渡ししたチラシは、とりあえずこのようなプロジェクトがあるというご案内のチラシになる。会期が始まる前にもう少し詳しい説明の載ったチラシを作成し直す予定にしている。そこには駐車場の位置や周辺施設、おいしいものや南区にはこ

んなものがあるということも併せて載せることで、南区に行ってみたいと思っただけのようにしたいと思っている。またいろいろアドバイスがあったら、ぜひ、いろいろお聞かせいただきたい。

○議長（棚村会長） ほかにいかがか。

ないようなので、水と土の芸術祭2015についてはこれで終わりにする。

### （3）地域包括ケアシステムの構築に向けて

○議長（棚村会長） 次第2（3）地域包括ケアシステムの構築に向けてについて、地域包括ケア推進課から説明をお願いします。

○仁多見参事（地域包括ケア推進担当） 今ほど紹介のあった地域包括ケアシステムの関係で今日は説明にあがった。皆様には地域包括ケアシステム、昨年度はモデル事業ということで当南区からもご協力いただいている。本当に感謝申し上げます。今回、委員の皆様もかなり替わられたようなので、地域包括ケアシステム、そもそもどういうことなのかという辺りから簡単に説明させていただく。

簡単に一言で申し上げると、地域包括ケアシステムというのは、例えば、病気を抱えたり介護状態になってもできるだけ住み慣れた自宅や地域で暮らしていきたいという方々を支えるシステムを一口で地域包括ケアシステムと呼んでいる。したがって、この図に書いてあるように、医療、特に在宅医療であるし、介護、これも在宅向けの居宅介護だが、こういう専門職のサポートはもちろんだが、この地域包括ケアシステムで新たに加えられたポイントは、右下の生活支援、介護予防である。特にこの中には地域の皆様にも、ぜひ、かかわっていただきたい。どういうことかという、これはもちろん困った人たちを助ける、支えるという視点とともに、ご自分のために活動していただく。その意味は、図の下に書いてあるが、社会的役割を持つことが生き甲斐づくりや介護予防につながるのだと。これからどんどん高齢者は増えてくるが、もちろん要介護状態になる方々も大勢出てくるが、一方では元気な方々も増えてくる。そういう元気な方々はできるだけ元気なままでいていただきたいということで、生活支援、介護予防という取り組みが今回、設けられた。

真ん中の背景である。高齢者が増えていくというのは、特に平成37年に団塊の世代が後期高齢者になる。75歳以上だが、ここまでがずっと急激に増えてくる。これは全国的な傾向で高齢者単独世帯も増えてくる。それから認知症高齢者も増えてくる。したがって、このようなことから、今後は医療や介護ニーズがますます増えてくるだろうといわれている。そのような中で、ニュースでもあったようにベッド数の削減など病院体制はなかなかこれ以上増やせない中で、どうしても入院しても早めの在宅復帰、社会復帰という形にならざるを得ない。したがってそのためには、まず、左側の在宅医療を強化していく必要がある。特に、新潟市においては訪問診療を行う医師を支えるための在宅医療介護連携支援センターを地域に整備していきたいと考えている。医師一人頑張ってもこれはなかなかやれるものではないので、他職種、看護師あるいは薬剤師であるとか、医師もいろいろな科に渡るが、そうしたチームでネットワークを組む必要がある。それらのネットワークを新潟市全体に広めていきたい。現在は各区でネットワークが広がってきているが、まだまだ空白区域もあるので、そうしたところをこれから埋めていきたいと思っている。右側の、先ほど申し上げた介護予防の関係だが、新潟市の場合、平均寿命は全国平均より高く、特に女性の場合は政令指定都市でナンバーワンに長生きである。ただし、健康寿命、介護状態にならない健康な方々の寿命は平均より下回っている。どういうことかという、それだけ介護状態の期間が長いということになる。やはり新潟市としては、できるだけいつまでも健康にということを進めていく必要がある。

一番下のところは中期的な目標、先ほど言った平成37年が国でいう目標である。新潟市の当面の目標については、住民の方々からいろいろ活動していただく本格実施は平成29年度からなので、再来年度からを予定している。

右のほうの助け合い活動のマトリックスである。これは具体的に地域の皆様にどのようなことをという整理であるが、形態のところでご近所支援組織、ここがいわば地域の皆様からということだが、左に見守り、交流、ちょっとした生活支援等あり、四角の中に丸や三角、ばつが

あるが、丸が取り組みやすいもの、それから三角は比較的取り組みやすいもの、ばつは少し難しいかというものである。したがって、新潟市としては、2番目の交流、居場所だが、後ほど説明する河田圭子さんのおかげもあり、現在、市内には地域の茶の間やサロンといわれる居場所が400か所以上あり、こんなにたくさんあるところは他都市にはない。それくらいすばらしい活動をしていただいている。ただし、例えば、月1回という形がほとんどなので、できればもう少し開催頻度を増やしたり中身を濃くしてほしいと思っている。したがって、我々としては地域の皆様をお願いするのは、そのような居場所を通じて自然発生的にそうしたちょっとした生活支援にもつながるような姿を追い求めていきたいと思っている。それで、その先導役というか、モデルとして、昨年10月に設置させていただいたのがその下の実家の茶の間・紫竹である。これは河田さんに運営をお願いしているが、河田さんは、多分ご存じだと思うが、有償で支え合い活動をやるまごころヘルプを新潟で初めて立ち上げられ、その後、地域の茶の間、それからうちの実家というものをお作りになり、全国に瞬く間に広がったという、その先駆者である。その河田さんのご協力をいただきながらここを設置させていただいた。本当にぼろや同然の空き家を借りて、地域の皆さんと一緒に障子張りをやったり床掃除をしたりということで、三日間かけて大掃除をやった。地域の皆さんから本当に多くの参加をいただく中で、特に、例えば、テーブルや棚や茶碗や座布団などをみんなご寄付いただいている。もっと驚いたことは、地域の中にある企業の方々からも、ここに書いてあるように冷蔵庫やガスストーブやエアコンなどをご寄付いただいた。そのようにして寄付を通じて参加していただくという形になった。また、保育園児や小学生の交流も始まり、高齢者だけでなく引きこもりの若い方や障がいを持った方々も顔を出すようになった。そのようなことを通じて、開設以来、全国から見学者が大勢来ていただいている。市内のそれぞれの地域のコミュニティ協議会の皆さんからも何組かおいでいただいた。そのようなことで、もし、皆様もよろしければ、ぜひ、ご覧いただければと思う。ご覧いただく前に、もし、人数が多ければあらかじめご一報いただければ調整するので、よろしく願います。今後、このようなモデルハウスを全区に作っていききたいと思っている。各区1か所ずつだが、今年度は3か所、来年度は残りの4か所ということで、来年度中には全区に作り上げたいと思っている。

次のところだが、今後、地域の皆様にかかわっていただくような活動を支える仕組み、体制ということで、一つは支え合いのしくみづくり会議、これは国では協議体と言っているが、それを設置し、それから支え合いのしくみづくり推進員、これは国では生活支援コーディネーターと言っているが、これを配置していきたいと思っている。協議体を設置するのは新潟市全体で一つ、それから区域と書いてあるが行政区で一つ、それから日常生活圏域というのは地域包括支援センターがある圏域であるが、新潟市では27の圏域があるので、それごとに協議体を作っていきたい。それぞれに協議体の中から選ばれた人になるが、コーディネーターを配置するというように考えている。協議体の具体的な役割を真ん中のところに書いてあるが、現状把握や課題発見、新たなサービスの創出、それから生活支援コーディネーターの選出や支援を協議体は主にやると。コーディネーターは何をやるかという、資源開発でサービスの創出やサービスの担い手の育成支援、それからネットワークを構築していくという役割を担うということである。協議体の中には支援団体等と書いてあるが、コミュニティ協議会の皆さんや自治会といったような支援団体、それから区社会福祉協議会、生活協同組合等の記載のような団体の方々を念頭に置いている。今後、今年度中には体制を整えていききたいと思うが、27の圏域全部を今年度中に作るわけにはいかないなので、それぞれの区で最低2か所くらいは作っていききたいと思っている。こうした体制を整えたうえで新たなモデル事業をやって、そのうえで平成29年度の本格実施に備えたいと思っている。

特に、協議体とコーディネーターというのは、今、聞いてイメージがあまり浮かばないかなと思うので、もう一つの資料で研修会を企画させていただいた。日時は8月18日、会場は朱鷺メッセを予定している。内容については、午前中に基調講演で、このたび、新潟市と包括連携協定を結ばせていただいた公益財団法人さわやか福祉財団の堀田会長からおいいただき、お話を聞くことにしている。午前中、一般の方々も呼びかけるが、ぜひ、区自治協議会の皆様からご参加いただきたいと思います。午後の部については、特に、コミュニティ協議会の

皆様からおいでいただいて、ワークショップを通じて先ほど申し上げた支え合いというのはどうということなのかというあたりを深めていきたい。

○議長（棚村会長） それでは、ただいまの説明についてご質問があればお願いします。

○小林（誠）委員 私だけの考えだが、臼井のほうで、できれば来年か再来年辺りにはお茶の間を開設したいとは考えていて、空き家もだいたいいいところが見つかっているが、借りられるかどうかというところである。区の中で二、三ということだが、南区は平成28年度に二つくらいということなのか。

○仁多見参事（地域包括ケア推進担当） 二つというのは圏域ごとに設ける協議体のことである。したがって、今後、お茶の間については、モデルハウスは各区に1か所。今年度は3か所予定しているが、今のところまだどの区にするかは協議中なので、場合によっては今年度になるか来年度になるか。ただし、1か所である。

今、活動されているお茶の間が400か所以上あると言ったが、そのお茶の間も含めて新たにお茶の間を立ち上げたいということについても、私どものほうで支援させていただくので、今度、そういう活動に対して、今現在、お茶の間に対する補助金があるが、それを私どものほうで一本化して、新たな形で財政的な支援をさせていただくことにしたいと思っている。具体的にどのくらいというのは、先ほど申し上げた協議体、コーディネーターの体制が整ってからモデル事業をやるので、その際にご説明したいと思うので、またこちらに来てお話をさせていただきたい。

○小林（誠）委員 今、お茶の間とそういうところの一本化ということで話されたと思うが、たしか臼井には小さいお茶の間が三つか四つくらいある。それを一本化するということではないのか。

○仁多見参事（地域包括ケア推進担当） そうではない。一本化というのは、社会福祉協議会を通じてやられている補助金があるが、年間3万円。多世代交流をやると12万円。それを社会福祉協議会ではなく私ども市のほうで一本化して、新たな組み立てをして補助金制度を作っていく。

○原委員 先ほどのお話の中で、在宅医療の支援充実ということで話をされていた。南区での開業医は夜間、ほとんどおられない。そういう体制の区域では、地域医療というのは難しい。結局、大病院に行ってしまうような格好になるので、夜間体制も含めた構築をひとつご検討いただきたいと思います。

○仁多見参事（地域包括ケア推進担当） 実態を申し上げますと、やはり、新潟市で訪問診療をやっているのはなかなか限られている。したがって、先ほど申し上げた支援体制をできるだけ構築し、あるいはネットワーク等を広げる中で訪問診療をやっていただける医師をまずは増やしていきたい。そのための育成もやっていきたいと思っている。訪問診療、在宅医療というのは24時間が原則なので、基本的に医師はいつも張り付いているわけにはいかないの、例えば、訪問看護ステーションから看護師等と組み合わせる。または24時間介護の方々と連携しながら、24時間できるだけ見守っていくという体制を考えていかないとだめだということになる。

○市嶋委員 地域の茶の間は各エリアで取り組みがあると思うが、選定されている建物は、私は四ツ興野だが、けっこう古い建物、保育園の空いたところを利用したりということで、その辺りでゆくゆくこの建物は崩れないのだろうかというものがけっこう心配なのだが、そのあたりで、改装するのに補助金が出るとか、建物に心配があるときに何か相談できるような窓口が、例えば、トイレをもう少しきれいにしたいとか、そういったものには何か支援があるのかお伺いしたい。

○仁多見参事（地域包括ケア推進担当） 今現在ある支援体制が、一つは改修費も含んだ支援が空き家の活用支援という形である。したがって、我々も今後はそれぞれできるだけ近いところにお茶の間を広げていきたいと思っているので、その際に新しく建てるというのはなかなか大変なものだから、空き家や公共施設でもいいし、いろいろなところを利用していく必要があると考えている。その辺で我々のほうのお茶の間の助成の中に改修費を取り込めるかどうか、また、今、改修工事をやっている部署とはまた違うので、そこを話しながら、どのようにし



て連携していけばいいかという辺りも模索していきたい。

○議長（棚村会長） ほかにいかがか。

いらっしゃらないようなので、地域包括ケアシステムの構築に向けてについてはこれで終わりとする。

### 3 議事

#### （1）教育ミーティングの懇談テーマについて

○議長（棚村会長） 続いて議事に入る。次第3（1）教育ミーティングの懇談テーマについて、西村第2部会長から報告をお願いする。

○西村委員 第2部会で6月16日に部会を開催し、そのときに皆様からいただいた何種類かのアンケートを基に、昨年度と同じ、「地域と学校の連携について」というテーマにさせていただいた。副題は、「豊かな心を育むために」ということである。細かい説明は、高橋副部会長から説明をお願いする。

○議長（棚村会長） では、副部会長の高橋さんからお願いします。

○高橋委員 去年、「地域と学校の連携について」というテーマで、教育ミーティングを行ったが、今年もまた自治協議会の委員が変わったこともあるし、初めてということもあるので、今年も、続けてではないが、各地域ですばらしい教育コーディネーターのかかわりで学校との連携も行っているということもあるので、また今年も続けてやったらどうかということで、皆さんの意見があったので、副題として、その目的に「豊かな心を育むために」ということを付け加えてテーマにした。

○議長（棚村会長） 実は私も第2部会に入っているが、皆様からいろいろなご意見をいただいた中で、今の教育の中での道德というものに対してどうなのかとか、高齢者に対してどのように思っているのかということも含めて、児童生徒がこれから社会の中でいろいろな方とかかわりながらよりよく成長していくための豊かな心を作っていくためにはという形で、何かしら意見交換ができないかという話であった。

ということで、8月に開催する教育ミーティングのテーマについて、「地域と学校の連携について」、副題「豊かな心を育むために」ということでよろしいか。

#### （委員承認）

では、テーマはそのようにする。なお、日程については、4月の本会議のときに8月の自治協議会に合わせての開催ということで決定しているが、時間を決めていなかった。本会議の時間がどれほどかかるか不明確な点があるので、教育ミーティングの開催を先にして、その後に本会議ということで、午後1時30分から教育ミーティング、そして午後3時からの本会議ということでよろしいか。

#### （委員承認）

では、お忙しいとは思いますが、8月の自治協議会のときに、まず、教育ミーティングをしてその後本会議ということでお願いします。

○事務局 支援センター長から教育ミーティングに関してお願いがあるので、申し訳ないがお時間をいただきたい。

○議長（棚村会長） お願いします。

○江口南区教育支援センター所長 私から一つお願いである。今、ご覧いただいている資料4だが、これは2枚とじになっている。1枚めくっていただくと、質問用紙がついているのでご覧いただきたい。教育ミーティング開催に当たって、このテーマ、今ほど西村会長からご提案いただいたテーマに基づいて進めていくが、テーマに直接かかわるご質問、それから関連するご質問があればその質問用紙にご記入いただき、南区教育支援センターへご提出いただきたい。この質問用紙の提出は次回の自治協議会が7月29日に予定されているが、それまでにお出しただければと思う。

○議長（棚村会長） 何かご質問はあるか。

○小林（誠）委員 教育ミーティングだが、ここに出席する方々はどのような者になるか教えていただきたい。

○江口南区教育支援センター所長 第1回南区教育ミーティングは委員の皆様からご出席いただきたい。改めてご案内は7月29日にお出ししたい。よろしく願います。教育委員会の事務局は、皆様からいただいた質問にかかわる部分について出席を求めて参加させていただくということで対応したいので、よろしく願います。

○小林（誠）委員 失礼なことを言うかもしれないが、教育の現場を知っている方がどれだけいるかということになるが、その方からの生の声が聞こえなければミーティングにならないと思うがどうか。

○江口南区教育支援センター所長 これは地域と学校との連携ということでテーマをいただいた。皆様から、今、見ていただいている子どもたちの様子あるいは教育の現場、現場が見えてこないというのも一つの意見だと思うが、そういったことをお出しいただいて、これを子どもたちのこれからの健全育成につなげていきたいということで、ご意見をいただきたいという趣旨で、このミーティングを開きたいと考えている。

○議長（棚村会長） 各区に教育委員という担当の方がいらっしやって、その方に対して皆さんからのご意見を聞いていただいたり意見交換をしたりという場になるわけだが、それがそもそもの教育ミーティングの内容になることだが、それ以外の方々をお呼びしてとか意見交換ということになると、また違った場になる。教育委員の方々とのミーティング、懇談会という意味合いである。

○小林（誠）委員 教育委員の方々には自治協議会の方とミーティングをしたいのか、地域の方とミーティングをしたいのかということである。私が言いたいのは、皆さんは地域の方、それから学校等のことはよく知っておられると思うが、できれば各学校にコーディネーターがいるので、その人だけでも参加させたほうがいいのではないかと私は思っている。

○江口南区教育支援センター所長 学校現場の様子も大事だと思う。学校側からすると、皆さんから見られている日ごろの様子についても、やはり子どもたちのためということを考えたときに役に立つ情報だと思われる。広くご意見、それから日ごろ見ていただいている感想も含めていただいでいく中で進めていきたい。

○田村委員 私が質問するのもどうかと思うが、表題が地域と学校の連携についてとなっている。そして、副題として豊かな心を育むためとなっている。そうすると、私どもの委員だけで地域、コミュニティ協議会を全部含むと言えばまた別だが、地域の皆さんから大いに参加していただくということがこの趣旨に沿っていることではないかと思うが、どうか。私はそう思う。この30人の皆さんと意見交換するだけでなく、地域の全般からしたらどうかと、私は小林（誠）委員の意見に同調する。

○江口南区教育支援センター所長 広くご意見をいただければ本当にそれはありがたいことで、そういう方向で進めたいところだが、今回は地域の代表としておいでいただいている皆さんからご意見をいただきたいということでお願いしている。

○田村委員 私どもはコミュニティ協議会の代表としてここに出ている。公募の皆さんもおられるが、私は地域のコミュニティ協議会を代表しているので、地域のコミュニティ協議会として発言することであれば、やはり地域の、率直に言えばまとめて発言ということになろうかと思う。そこまで考えなくてもいいというのであればそれはそれでいいが、そういうことを考えたとしたら幅広く人選を、最低でも教育コーディネーターが三、四人おられるので、そういう皆さんから出席していただいで意見を聞くのもいいのではないか。

○種村委員 たしか、昨年も教育ミーティングは、年に2回あった。今回は自治協議会、次はコーディネーターやPTAといった方々と話をすることにしてもらえればいいのではないか。2回あって、2回目は私たちではなく、第2部会の人と、ほかにコーディネーターの方とかそういう学校関係の保護者の方と話をすることになっていたと思う。

○江口南区教育支援センター所長 2回開催する予定になっていて、2回目、この会を受けてテーマ設定をしてということで進めていきたいと考えているので、そのように進めていきたい。

○議長（棚村会長） 少し混乱しているかもしれないが、今回は自治協議会の皆さんと教育委員が意見交換をさせていただく場である。教育委員の皆さんは学校にも行かれているし、地域教育コーディネーターとも話をする機会もあるし、PTAと話をする機会もある。そういう中

で、いろいろ設定した中、今回、自治協議会の皆様からのご意見をいただきたいということだろう。

○江口南区教育支援センター所長 会の趣旨としては、そうである。

○議長（棚村会長） そうなので、今回は自治協議会の皆さん方が地元などで聞いている声や、あるいはまた新たに聞いていただいてもいいと思うが、地元で実際どうなのかということをもとめていただいてもいいし、あるいはいろいろな団体の中で聞いていること、地域と学校というテーマになったときに出てくる問題というものをこの紙に書いてきていただければいいのではないかと思っているので、そのようにご協力をお願いします。

#### 4 報告・連絡事項

##### （4）部会報告

○議長（棚村会長） 続いて次第4、報告・連絡事項である。（4）部会報告について、部会の検討状況を各部会長から報告していただく。

始めに、第1部会の佐々木委員から報告をお願いします。

○佐々木委員 先回、協議事項として防犯灯について、南区における各地点の海拔表示・南区のAED設置状況について、年間計画について協議した。防犯灯については、報告は最後にさせていただき、南区における各地点の海拔表示については、事務局より海拔表示に関する予算について説明があり、委員からは洪水への備えに対する意識啓発につながるということで、今ある海拔表示よりも簡易なものでもいいので、各地区の集落センターに張ってはどうかという意見が出た。

次に、南区のAED設置状況について、事務局より設置状況の報告があった。次回、夜間や非常時に取り出せない小学校などの設置状況など、公共設備の設置について、市の考え方などを報告してもらうことになっている。年間スケジュールについては、スピーディーな議論を心がけようということでの了解を得た。

最後に、街灯、防犯灯の維持管理についての協議である。これは今年2月の自治協議会において小林委員より提案があり、第1部会で協議することになったものである。いったん部会でまとめた意見があるので、ご報告する。6月開催の部会において、南区総務課より新潟市の現状と他都市の状況の説明を受け、具体的な協議に入った。協議では、市の政策の方向性にあったLED灯導入の推進や、推進するためには道具の補助率を変えていく必要があることなどの意見が出た。一方で、補助率を変えることによって、すでに計画的にLED灯に切り替えた自治会はどうなるのか、税金を投入することも考えなければならない。8区で共有することも必要ではないかななどの課題についても意見が出た。課題について議論はまだ深まっていないが、市の制度改革と考えると、本会議には1か月でも早く第1部会の意見を出し、南区自治協議会の意見をまとめていく必要があるのではないかということになり、第1部会としてはLED灯については市が10割負担という方向性が出たので、報告する。

○議長（棚村会長） 通常、部会報告は第3部会全部終わってから質疑ということになるが、今、前年度から持ち越しの防犯灯の件について一定の方向性が示されたということで、ここで皆様から協議をしていただきたい、皆様の意見をお聞きしたいと思っているが、その前に、この自治協議会を円滑に進めるために、先日、会長、副会長、そして各部会長の中で協議させていただいた。その中で出てきた意見だが、まず、防犯灯は第1部会にお預けしたが、この問題が南区全体の問題としてとらえられているのかどうか。南区自治協議会というこの場が、南区全体の問題を考えていくという部分がある中で、一つの地区のご提案によって進んでいくということではなく、それが皆様のご意見の中で南区全体として何とかしなければならないという問題にまでなっているのかどうかということもまず一つあるということと、提案された小林誠委員からは不平等ということがあるので何とかしなければならないのではないかという提案があったが、その後各課からいろいろな話を伺ったところ、現在、新しく防犯灯をつけるというところに至ってはどこも同じような補助率で同じように立てられていくということがある中で、それは不平等ではないのではないかという意見が出た。それから、先ほど10分の10という話もあったが、今後それを南区自治協議会で決定したという方向で新潟市にそのように持

って行ったときに、10分の10という部分で、今、新潟市の財政状況を考えた中では非常に難しいのではないかとということで、少し現実的な課題解決の方向性ではないのではないかとという意見も出ている。そういった中で、これを、前年度から持ち越しという部分もあるので、今年度新しく委員になられた皆様方はその辺の状況もよく分からない方々もいるし、部会が違うということがあって、その部会の中でどういふ話の流れになってきたのかということも分からない部分がある。会長の判断としては、具体的なところにまで突っ込んでいないととらえている。もう少し具体的に、例えば、10分の10、みんな市が負担してもらえるといいと言われれば、それは全部負担していただけるのであれば一番いいかもしれないが、それが現実的ではないと私は考えるので、どうしたら負担感あるいは不公平感がないような方向になっていけるのか、もう少し具体的に第1部会で協議していただいたらいいのではないかと考える。スピーディーな展開を第1部会では方向性として考えているということなので、実際、もし新潟市に制度改正を視野に入れて話を持って行った場合にどのように進んでいくのか、総務課から予算編成の部分など、スケジュールなどを確認させていただいてよろしいか。

**○小松副区長** スケジュール感ということでお話しさせていただきたい。一般的に制度改正をするために何月までに何をしろということは決まっていないが、通常考えられるということで話をさせていただきたい。

一般的に、現在、執行されている市の補助金制度を改正する場合には、改正する内容が全市にかかる課題であることが、まず、必要になってくる。そして、それをどのような形で施策として展開していくかが議論されなければならない。その議論の中には、市役所内の各部署との合意が必要になる。それは当然、予算や施策を展開する課との協議が必要になってくる。また、内容によっては市民あるいは市議会議員のご意見をお聞きしながら方針を決める場合もある。財政的な面でお話をすると、仮に4月施行を想定した場合、その前段の2月定例議会で予算審査が必要になるので、その年の年内に施策の方針とともに予算の具体的な案がほぼ確定していなければならない。

これから防犯灯の補助制度を全市の課題として改正しようとした場合は、財政の確保や施策としてどう展開していくなどの議論が必要になってくるので最低数か月以上、または年度を超えるような期間が必要になるのではないかと考えている。

**○議長（棚村会長）** この一、二か月でどうこうすると来年の4月からできるというものではないという今の説明である。その意味で言えば、私としては、繰り返しになるが、もう少し第1部会の中で話をもんでいただいて、現実的な、あるいはどうやったら不公平感がなくなるような住民に理解を得られるような周知の仕方とか、いろいろな面でもう少し突っ込んだ話し合いをしていただくほうがいいのではないかと会長として判断する。

第1部会の方が今日はお二人欠席で残念だが、何か皆様あるいは第1部会の方からあるか。

**○片野委員** 第1部会での話が出たときに、私も初めてのことで分からなかったのは、旧新潟市に合併になる前の市町村によって防犯灯あるいは街路灯という表示もあったかと思うが、まちまちで非常に驚いた。合併して何年かたつ中で、徐々に、ここに資料があるが、防犯灯を設置するときの費用も自治会で負担していなくて行政が出しているところもあるし、その後の電気料金についても無料のところもあれば半額補助のところもあって、まちまちで非常にやりにくくなっていることと、それから集落の周辺でも新しい道路ができて、市道なので街路灯を市が設置し管理したり、場所によって不公平感とか曖昧さが残ったりして、自治会にとっても負担になるわけなので、その辺、合併してすぐというまでは行かなくても、同じ新潟市内であれば、公平感というものが必要ではないか。

**○小山田委員** 現状、会長がおっしゃったように、今の防犯灯に関しては設置の補助率もそうだし、電気料に対しても一律で、平等である。我々がお話しているのは、省エネ云々というものも市、国を挙げて推進している中で、今、蛍光灯などがついている防犯灯を替えるのであればLEDに替えていこうという積極的な考え方から、今、LEDに替えている自治会があるのだと思う。替えていない自治会もまだ現にたくさんあるわけだから、替えているところはそういうことだと思う。100パーセントということを強調されるが、理想は100パーセントだが、今は3分の2の補助をいただいて3分の1が自治会負担ということになっている中で、大

きい自治会になれば人口比率、世帯比率から言っても、例えば10軒に1灯の防犯灯ということになれば、約2万4,000円かかる1灯に対する1世帯当たりの絶対額は相当下がるが、我々のように1,2軒に1灯を維持することになると、その取り替え費用もかかってくるわけなので、電気料も半額補助。要するに9月の実質電気料掛ける、実質補助は6掛けである。そうすると、防犯灯にかかるものを、先ほど片野委員がおっしゃったように、その自治会ごとによって相当違った状況になっているのも事実である。そういう負担の大きいところはいち早く変えて電気料だけでも軽減しようという中で、今、LEDに替えているわけだから、市の省エネ推進という意味も含めて、ぜひ、補助率をもう少しアップしていただけないかということである。新潟市全体と南区全体ということになればほとんど同じ考え方になると思う。先のことを考えた場合には、LEDに変えた場合には9月分の料金掛ける12である。ということは、今後は100パーセントである。この先電気料は100パーセント市が補助していただけるという長い目を見た中で、今、LEDに替えているわけだから、そういうものも含めた中で。ただ、ネックは設置するときの設置料が相当に高額になるわけで、それが今はネックになってなかなか替えられない自治会もあると思うので、その辺の補助率を、100パーセントとは言わないが、今よりもアップして次回負担を軽減してほしいという提案である。

**○種村委員** 味方が、けっこう恩恵を受けているが、実際、新潟市との合併協議というか事務調整で新潟市の防犯灯制度に味方村の防犯灯制度が当てはまらないということから協議を重ねた結果、味方村の防犯灯制度と新潟市の照明制度が制度的に近いことから道路照明に事務調整がなされた。そういうことで各市町村の事務調整の仕方もあったと思う。悪いことに合わせるのではなくて、やはりいいことに合わせるようにみんなで考えながら、知恵を絞りながら、市や区にお願いしていったらいいと思うし、現に味方も新規に造るときは補助金をもらいながら設置して、電気料も少しずつ払っている。ということで、あまり悪いことに近づけずにいいほうにみんなで頑張っていこうということである。

**○議長（棚村会長）** 皆様のお手元に資料がないのでなかなか分かりづらい話になっているかもしれないが、旧味方村だったときは道路照明として味方村が灯具の設置から電気料から全部払っていたということである。しかし、新潟市ではそうではなかったが、合併するとき旧味方村はこれを道路照明だということで全部新潟市が負担してほしいとの旧味方村としての判断があったと思う。それは10年前の合併時の話なので、それから10年たって、旧味方村の中でも新しい防犯灯を設置するところもあるかもしれないが、そういう場合は、今現在の新潟市の補助率で設置することになっているので、それは自治会のほうで負担する分がどこかで起きているかもしれない。

そういう中で、少しお聞きしたら、新潟市内には防犯灯が6万何千基あるそうである。その6万何千という部分を新潟市が全部LEDにして電気料を払ってということになっていくと、はっきり言ってこれは税金がかかってくる話なので、一度には絶対に無理である。では、徐々に行っていくのかという部分にもなるが、今は、行政ができるときは行政で、地域でやれるところは地域でという住み分けが必要だと私は思っている。何のために自治会費を払っているのかという部分があるが、その自治会費で自分たちの自治会の中の安全を維持するために、ここには犯罪が起きないように防犯灯が必要だというようにみんなで話し合って建てた1灯なのだという意識の中で、地域の取り組みとしてやっていくことも重要なのではないかと私は思っている。何でもかんでも市が出して、それでオーケーということではないのではないかと。実際、新潟市でやってくれと言われたら、先ほど副区長がおっしゃったように全市がそうならなければならない。例えば、南区だけこうするというのでは不公平感が出てくるので、全市から同じような不公平感の声が上がり、ではやろうということではなければ取り組んでいかなければならない。

その中で、第1部会からはコミュニティ協議会会長会議なども通して全市の問題としてやってほしいという声も上がっているが、私の判断としては、今ひとつそれは個別の事案であって南区全体の問題ではないのではないかと思っている。

田村副会長からも何か一言あればお願いしたい。

**○田村委員** 私も第1部会員であり、いろいろ聞いてみたところ、私は庄瀬だが、庄瀬の自治会は24あるが、その中からそういう不公平感的な意見はあまり出ていないのが実態ではない

かと、私は判断している。今、かなり補助率も上がり、私も自治会長をしているが、各自治会では漸次器具がくたびれてきたらLEDに替えていこうという話をしている。そのようなことで、庄瀬地区全般を見ても強い不公平感的な意見はないと申し上げておきたい。

**○議長（棚村会長）** 当初の、小林誠委員から出た不公平感というところが、会長、副会長、部会長の中では不公平感というところまで南区全体の問題としてはあがってきていないのでという判断にその中ではなかった。これをいったん第1部会にもう一度、もう少し詰めた話をしていただいて、どこに本当に問題があって、そのためには何をしていけばいいのか、具体的にこういう取り組みをしていったほうが認識が深まるのではないかとか、あるいは不公平感がなくなるのではないかとか、そういう方向でもう一度話をさせていただきたい。私の感覚としては少し煮詰まっていないのではないかと思ったが、佐々木部会長、いかがか。

**○佐々木委員** 了解した。ご指摘のとおりだと思うので、部会で審議していきたい。

**○小林（誠）委員** 前年度の2月に私から出させていただいた。皆さんも新聞等で見られたと思うが、これは旧亀田町から最初に出た話である。その中で、新聞を見たり、うちの自治会の方がどうなのだという話をさせていただいた。その中でたまたま味方のほうもこういうものがあったという話を聞いて、どうなのだというので、ぜひ、これを自治協議会上げていただいて協議をしていただきたいというのが発端である。

今、資料がないので分からないが、合併前に旧亀田町、旧味方村、旧西川町、旧中之口村、旧巻町、旧潟東村がゼロパーセントの負担で、これがそのまま今までの新潟市の負担ゼロの地域である。そのほかは旧豊栄市、旧白根市、旧小須戸町、旧岩室村というのは今まで100パーセントだったものが新潟市になって50パーセントになった。旧月潟村については電気料33パーセントが50パーセントに上がった。これはこの前の第1部会の資料として区から出していただいた。

棚村会長は不公平感がないと言われるが、不公平があるのである。払っているところと払っていないところがあるのだから、これは不公平である。同じ新潟市の中で払っているものと払っていない、それが街灯なのか防犯灯なのかという名前の違いだけで押しつけられるものではない。これは不公平を解消しなければいけない。解消するにはどうしたらいいか。先ほど言ったように悪くなっては困るのだからよくならなければならないという話で第1部会はLEDに交換するときには100パーセントの補助がいいのではないかと話でまとまって、これを出させていただいた。今回の自治協議会には、議事にしなければならないものをなぜ上げないのか。それが部会報告で終わっていること自体がおかしいと私は思っている。

皆様のところで、今回、議事に上がっていないので資料が行っていないと思う。議事に上がるものは資料が行くはずなので、どこがゼロなのか、どこが50なのか、どういうところが街灯でこれが防犯灯なのかという資料をつけて皆様から協議していただかなければ協議にならない。不公平感は絶対にある。大通南地区でこれは防犯灯なので電気料50パーセント、LEDに変えるときは3分の2の補助。では、大通黄金地区は街路灯なので100パーセント市でやると言ったら、文句が出るはずである。それと同じである。同じ市なので不公平感がないようにするのが順当だと思う。それに対して南区はどうか、全体はどうかという話ではない。南区はこうだからこうしようという。それを先ほど言った自治協議会会長会議がある。その中でほかの区はどうかという話。それを全部まとめ上げて市に上げる。それをまた議会上げていただくということになっていかないと、いつまでたっても不公平感はなくなる。不公平のままでもいいと言う方もいるが、だめだと言う方が必ず出る。

先ほど言ったように、私の地区は約50戸の部落である。その中で去年20灯、今年20灯を全部LED化する。20灯交換すると約60万円のお金がかかる。市から40万円の負担をしていただく。20万円を部落です。約50戸の20万円なので1世帯4,000円かかり、2年間なので1世帯8,000円かかる。約1万円である。私たちは税金を払っているのに税金以外のものを払わなければならない。払わないところは税金は払うがそのほかは払わない。だからこれは不公平である。不公平のないようにしていく。市議会でも防犯灯については何人かの方が質問していると思う。だからこれは全体の話だと私は思っているので、南区ではこういう意見なので、ぜひ、お願いするという意見を上げていただきたい。

○市嶋委員 私も前回の部会長の会議に出ているので発言するのはおかしいかもしれないが、実際、今、話がこのようになっていの中で、私も今年から自治協議会に入れていただいてこの問題を初めて聞いたわけである。そのような中で、不公平感というところをもう少し詳しく知りたいと思っている方がほかにもいるのではないか。

それに当たって、まず、防犯灯と街路灯がどういう基準で分かれているのかが分からないと不公平感も分からないというところが一つある。また、設置する基準が、先ほど世帯割りで負担率が変わるという話があったが、そもそも10軒に一つという基準でしか設置できないのか、本当にその自治会の意見でここには絶対ほしいということで要望ベースで設置できるのであれば、ある程度の負担もやむを得ないところはある。設置個数や街路灯、防犯灯の違いの基準がはっきりしているのか、これを協議するに当たって私は知りたい。あと、公平性をキープするために逆に設置しすぎている街路灯を省いていこうという話になると、それは本末転倒ではないかという気がするので、まずはどういう基準で設置できて何軒に1灯必要なのかをはっきり知ってから協議をしたいというのが私の本音である。別の機会でもいいので、そこは説明をいただいてからやったほうがいいのではないか。

○議長（棚村会長） 実際のところ、自治会の防犯灯の問題は各コミュニティ協議会でも地元でいろいろ、出てくるのであればコミュニティ協議会関係のほうから出てくるのではないかとと思うが、何かご意見等はあるか。

○西脇委員 先ほどから聞いていると、不公平感という話の中でゼロパーセントか100パーセントかという、100パーセントが合併して50パーセントになったという話があるが、50パーセントが30パーセントになってもゼロパーセントのところがあるということ是不公平感はなくなる。そのゼロパーセントをなくす一律の助成基準というか補助基準を追い求めていくと不公平感がより少なくなるのではないか。

あと、街路灯をいくつ設置するかというのはたくさん設置すれば受益者負担も増えるし、受益者負担が増えてためなのであれば数を減らせばいいし、それは各自治会の話になる。公平感という、やはりゼロパーセントがあるところというのはおかしいと思う。行政のほうでその辺のところはきちんと認識してもらうべきではないか。

○小山田委員 先ほどから勘違いしている方々がおられるようだが、防犯灯というのはもともと自治会管理である。私は今年で自治会長も4年目だが、街路灯は我々旧月潟村の場合は村管理、今は市なので市管理という基準である。

小林（誠）委員がおっしゃる旧味方村や旧中之口村うんぬんというのは、合併時に防犯灯と名がつくものがなく、全部街路灯だったので100パーセント合併時は市管理なので自治会負担がゼロということである。全部街路灯という名前で合併した。旧月潟村はもともと街路灯と防犯灯の二つに分かれて、先ほど言ったように旧月潟村時代は防犯灯が3分の1の負担である。それが今度は新潟市になって50パーセントになったので上がったのである。旧月潟村のときも街路灯と防犯灯という区別の中で街路灯というのは旧月潟村が管理していた。それはみんな同じ条件だったと思う。旧白根市は100パーセント防犯灯に関しては自治会負担で行っていたと思う。それを合併して50パーセント負担に旧白根市の場合は軽減されて、我々は逆に増えた。街路灯と防犯灯の違いが分からないと今のような勘違いをしているのではないかという話になる。街路灯は市が管理していて防犯灯は自治会管理である。今、小林（誠）委員がおっしゃっているのは防犯灯に関しての話であって、街路灯がない地域も地域的に言えば中にはあるかもしれないが、だから小林（誠）委員が盛んにおっしゃっているように不平等感というのはあくまでも今の制度の中では絶対について行くものである。旧味方村もたしか、種村委員がおられるが、合併時にみんな村に移管したと思う。もともと街路灯も旧月潟村にはあったものを全部村に移管して街路灯にした。それで合併したのでゼロになっている。もともと自治会負担のものはあったので、はじめから村が負担していたのではなく、そういう経緯とそういう種類だということを知り承知して議論しないと始まらないと思う。

○佐々木委員 今の意見に対して補足させていただきたい。私の地元は味方地区で、ある程度部会を開いた後にいろいろなことを調べてきた。

旧味方村は、確かに当初は、街路灯と防犯灯はそれぞれ別々にあった。ところが、昭和何十

年か数字は忘れたが、当時の木村村長が教育と明るい村にしていきたいということで、すべてを街路灯にされたという経緯がある。そういうことで味方村時代に制定された。それによって、新潟市との合併のときも制定したままに移行しただけである。

そしてもう1点、今度は合併したらどうなったのかをいろいろな自治会に聞いたら、それはきちんと負担させられて驚いていると言いながら、きちんと負担したということになっている。10基前後新規に設置したそうだが、それもきちんと自治会負担の部分は皆様と同じであるので、それだけ付け加えておく。

**○原（五）委員** 今回、初めて委員にならせていただいておりますが、概要はだいたい分かってきた。行政のほうでその辺を合併のときの約束で10年間は従来どおりにしようということをお聞きしている。ちょうど10年たったので、市のほうできちんと区分けをするなり、はっきりしたものを出さない限りこのような話がいつまでも出てくると思う。要望は要望として上げるとしても、その辺を行政側としてもはっきり区分して、これは街路灯でこれは防犯灯だということをはっきり区分してしまわない限りいつまでも出てくる話である。小林（誠）委員の言うように全部市が負担するのであればそれでみんな解決すると思うが、その辺、堂々巡りの話がずっと出てくるので、行政で判断してもらうのが手取り早い話だと思うので、お願いしたい。

**○議長（棚村会長）** ただいま、何名かの委員からご意見をいただいた。お聞きしていると、第1部会も全く一つの意見でまとまったという感じでもなさそうである。小山田委員、小林誠委員、佐々木部会長の意見は少しずつ違っているような気もするので、やはり私としてはここでもう一回、先ほどの総務課の話など、いろいろなところから情報あるいは資料を集めていただき、具体的に実現性のあるような、南区として全体で考えていってどうしたら防犯灯に対する理解を得られるかという方向の話をしていったほうがいいのではないかと。ただ補助率10分の10にしてほしいというだけをお聞きしたところであまり効果がないというか、それはできないの一言で終わってしまうような気がする。もう少し南区自治協議会として、新潟市に提言するというのであればもう少し違った方向から話を持って行くことが必要だと思うので、もう一度ここで第1部会に振らせていただいて、先ほども申し上げたように、スピーディーに進んでいくから4月からこうなるという話ではないということなので、少し腰を据えた形で話をさせていただきたい。

改めて皆様方に確認したい。そのように会長判断させていただいたが、皆様、ご理解いただけるだろうか。

**（委員承認）**

では、佐々木部会長にもう一度お渡しするので、いろいろなご意見があると思うが、事務局もいろいろ助けていただきながら、いろいろな情報も提供していただき、もう一度お話をお願いしたいと思うので、よろしく願います。

**○小林（誠）委員** できれば、自治協議会の皆さん全員に防犯灯の資料を。

**○議長（棚村会長）** 今、小林委員から、自治協議会委員に防犯灯の資料をすべて渡すという話だが、それは部会の話がまたあって次の自治協議会の前までの事前配付ということでしょうか。

そのような提案があったが、いかがか。それは第1部会の話の内容にもよると思うが、事務局、よろしいか。

では、第1部会で話をした結果をまた自治協議会に上げていただくときに、次回には必要な書類を事前配付していただいて、皆様方に目を通していただくということで、よろしく願います。

では、次に、第2部会の部会報告を西村委員から願います。

**○西村委員** 第2部会を6月16日に開催した。先ほどお話しがあった教育ミーティングの懇談テーマについて、あと、年間事業についてということで、11月は「家族ふれ愛月間」ということで毎年講演会を開催していたが、私はたまたま中抜けをして、帰ってきたら皆さんでドキュメンタリー映画「うまれる」「うまれる ずっといっしょ」の2本を上映するということが決まっていた。早速アマゾンで本を取り寄せて、今、読んでいる最中である。内容は涙をもら



うというか、けっこう感動するものだと思う。今後皆様にも内容等をPRさせていただきたいと思う。

あと、家族ふれあい月間の絵画・川柳展の作品依頼のお願いを各学校に今後していく予定になっている。今年は白根高等学校というか高校生にもお願いできるかどうかということで、その辺も今後探っていこうと思っている。

○議長（棚村会長） 続いて、第3部会から願います。

○市嶋委員 第3部会では6月11日に部会を開催した。当初から何か南区をPRできるイベントをやるということで、部会員の皆様からご意見をいただいて協議を進めている。決まっている内容としては、9月12日（土）に、手前どもの団体であるが、北は村上市から南は糸魚川市まで、県内各地の人間が約600名近く、この日に合わせて白根の地へまいるというところで、ぜひ、このチャンスを使って南区の当部会でテーマとしている物産や文化を区外の方にもPRしていきたいというのが目的として一つある。また、区内の方も当然お呼びするイベントになっているので、意見としてあった、南区の中でもコミュニティ間のエリアごとに交流することがなかなかできていないということと、各地域の祭事や文化が少し交流を図ればということで、コミュニティ間の交流が図れるようなイベントも、今、部会員の皆様の中で協議いただいているところである。また、各コミュニティ協議会にお願いして、何かコミュニティの中のPRするようなものを、ぜひ、このイベントに合わせて区内、区外の方に知っていただくというしつらえも考えているので、それも決まり次第ご報告をまたお願いさせていただきたい。

また、この第3部会では前任の坪川部会長に私のほうで一度ごあいさつに行き、第3部会の今までの経緯を聞いてきた。やはり第1部会、第2部会と違って新しくできた部会ということで、何か発信できるようなものもやっていったらいいのではないかというお言葉もいただいている。ちょうど部会員の皆様から上がった意見と、このイベントが合致しているので、何とか自治協議会の認知度を上げる意味合いでも、皆様からご協力いただいて9月12日のイベントで区内と区外の方、同時に南区の物産・文化をPRしていければと思っている。また、同日の19時から、先ほど本間委員から案内のあった灯火プロジェクトが開催される。この日に合わせることでいろいろなメリットも生まれてくると思うので、ぜひ、何かアドバイスがあればお願いしたい。

○議長（棚村会長） 最後に、広報部会の田村副部会長から報告をお願いします。

○田村委員 青木部会長が欠席なので、私から報告させていただく。

この資料のとおりで、できるだけ広報誌は大勢の皆さんから、あるいは分かりやすいようにしようということで、6月15日に開催し、7月5日発行予定である。ぜひ、皆さんからもご覧いただいて、ご意見等あればまたお聞かせ願いたい。

○議長（棚村会長） それでは、ただいまの第2部会、第3部会、広報部会についてご質問があれば願います。

ないようなので、部会報告はこれで終わりとする。

#### （5）第2回全体会で出された質問に対する回答

○議長（棚村会長） 続いて、次第4（5）第2回全体会で出された質問に対する回答についてである。まず、市街化調整区域について、建設課から願います。

○木村建設課長 前回、第2回自治協議会でご質問のあった開発許可及び農地転用の状況について説明させていただく。配付した資料6、開発許可及び農地転用の状況についての上段の表、開発許可件数・面積をご覧いただきたい。平成15年からの市街化区域、市街化調整区域、その他の開発許可件数と面積を表にしたものである。南区では都市計画区域の線引きは平成23年なので、それ以前はその他のところに入っている。件数や面積は説明事項にも記載してあるが、平成22年以前と平成23年度以後で基準が相違している。単純に比較はできないが、線引き前と線引き後ではそう大きな変化はないものにとらえている。

次に、説明事項の③に記載してある緩和ルールについてご説明する。次ページの既存集落区域における予定建築物の用途ごとの用件をご覧いただきたい。従来、市街化調整区域内では市街化を抑制する目的で開発許可制度を運用してきたが、近年の人口減少などにより農村集落の

コミュニティを維持することが困難になるなど、この制度が農村集落衰退の一端となっていることから、市では平成26年1月1日に新潟市開発行為等の許可の基準に関する条例を施行した。ちなみに、南区と西蒲区はその前の平成23年からやっている。これは従来の市街化調整区域内の開発許可制度に関するルールを作り住宅棟を建てる場合の要件を緩和することで、これまでであった所有期間や居住地等の制限をなくし、農村集落への移住が可能となるため、維持、活性化につながるものとされている。この条例では、おおむね50戸以上の建築物で構成される集落を既存集落区域と定め、上の図にある戸建住宅や店舗等兼用住宅、共同住宅の各要件内について許可できることとした。なお、これ以外の予定建築物や既存集落区域外については、建物の必要性や位置、規模、給排水施設の整備状況等を確認したうえで個別に判断させていただくので、建設課のまちづくり係にご相談いただきたい。

また、既存集落区域のイメージは下の図に示してあるが、区域内であっても開発面積は3,000平方メートル未満であることや非自己用の住宅面積などに要件があり、また、区域内の3,000平方メートル以上の空地はこの条例は適用しないこととなっている。なお、空地というのは道路などで分断されていない農地や未利用地など集団的な土地のことであり、周辺区域の市街化の促進を抑制するために条例の適用外としている。なお、既存集落区域であっても農地を転用する場合は農地法の許可が必要となる。これに関しては農業委員会事務局から説明させていただく。

**○畠山南区農業委員会事務局長** 農地転用について説明する。お手元の開発許可及び農地転用の状況についての転用許可受理件数調をご覧ください。平成15年から市街化区域、市街化調整区域、その他の転用許可受理件数と面積を表にしたものである。平成21年に農地法が改正され、国の転用基準が変更されたが、そう大きな変化はないと考えている。

次の次のページの農地転用許可制度の体系をご覧ください。この制度は優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺農地の利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するものである。イメージ図について説明する。生産性の高い優良農地は農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地に区分けされ、原則許可されない。小集団の未整理農地、市街化近郊農地は第2種農地に区分けされ、第3種農地に立地困難な場合等に許可される。市街地の農地は第3種農地に区分けされ、要検討が合えば許可される。なお、第3種農地は都市的整備された区域内の農地または市街地にある農地である。許可については公益的施設の整備状況、宅地化の状況等により判断される。また、農用地施設でなくても農振農用地地区外、いわゆる白地で既存集落区域の宅地と連続してあれば許可できることがある。農地の区分及び許可については、農地の状況及び公益的施設の整備状況等を確認したうえで個別に判断するので、農業委員会事務局にご相談いただきたい。

**○議長（棚村会長）** ただいまの説明についてご質問はあるか。

**○小林（誠）委員** これは先回、私がお願いした資料だが、開発については農地転用ができない限りはできない話になると思うが、これを見ると、優良農地、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地は優良なので難しいという話に聞こえる。そのほかの小集団の未整備農地等であれば第2種農地であってこれであれば何とか許可が得られるように聞こえたが、それでよろしいか。

**○畠山南区農業委員会事務局長** 今ほどの件だが、基本的に、今言ったように第3種農地がまずは候補になると思う。第2種に関しては、今ほど言ったように第3種に見あたらない場合、そのほかの条件等を加味して許可されることがあるという形である。

**○小林（誠）委員** ここで疑問が出てくる。第3種農地というのは市街地の農地である。市街化調整区域の農地ではないということよろしいか。

**○畠山南区農業委員会事務局長** 市街化調整区域という意味、市街地という表現とその辺の表現は違うので、区分けについてはそれがすぐすっぽり当てはまらないところもある。そういう点があるので、もしそういうことであれば、申し訳ないが事務所で話を聞かせていただきたい。

**○小林（誠）委員** 私は白井地区だが、市街化調整区域の中で畑や田んぼがたくさんあると思うが、これを農地転用する場合、市街地の農地があるからそちらへ行ってくれという話が出ているような気がする。もし、市街地の農地となると白井地区から外れていく。というのは、住

宅が密集する中で個別の小さい農地があるからここに行けという話だと思うが、そうすると、やはり核家族化するということになる。どうしてもその地域に住みたいという人が、ここに土地があるが、これが優良農地やそういうものに当たって農地転用ができないとなると、農業委員会はこちらに土地があるからそちらに行つてはどうかという話。では、何キロも離れたところに家を建てた、ここにおじいさんおばあさんがいる。子どもを見てもらうにはどうするかという話があると思う。せつかく市街化調整区域の中でこのように特例を見ていただいて、50戸以上の、飛び地であってもいいという話はあるが、その中で建物を建てられるということで市街化調整区域になつてもということが出ているのに、その前に農地転用ができないことによってこれが無駄になるということである。そういう面で、住民が希望するところに農地転用したいのであれば、それはある程度加味していただくように農業委員会と理事にも話をさせていただくのがいいのではないかと思うがどうか。

○**畠山南区農業委員会事務局長** 今ほどの件だが、市街地という表現はよくなかったと思うが、調整区域のところで農振農用地ではなく、俗に言う白地に関しては先ほど説明したが、既存集落区域の宅地とつながってくれば許可できる要件を満たすことがある。本当の市街地という意味ではなく、家並みと言えればいいだろうか、そういう解釈をしていただければと思う。

○**小林（誠）委員** また聞きに行きたい。

○**畠山南区農業委員会事務局長** ぜひ、寄っていただければ。またお時間をいただきたい。

○**小林（誠）委員** 何を言いたいかという、市街化調整区域の中の部落から人がどんどん減っていくので、人に入ってきていただきたいというのが心からのお願いである。その中で農業委員会がだめだと、農地転用ができなければ家も建たないしアパートも造れないし何もできないという話になるということである。

○**畠山南区農業委員会事務局長** 了解した。またお時間をいただいて、事務所で話を聞かせていただきたい。

○**議長（棚村会長）** それでは、市街化調整区域についてはここまでとさせていただきます。

続いて、月潟ひまわりクラブについて健康福祉課から説明をお願いします。

○**高橋健康福祉課長** 先回、月潟ひまわりクラブの施設について、特にトイレについての話をいただいたので、そのことについてお話しする。今現在、月潟ひまわりクラブとして使っている施設がかなり老朽化しているので、そちらの施設でのトイレを整備するというのではなく、小学校により近い月潟健康センターの部屋を活用する方向で、現在、話を進めている。こちらの話についてはひまわりクラブを担当している本課のこども未来課、そして現在、月潟ひまわりクラブを指定管理者として受けている社会福祉協議会、月潟ひまわりクラブで実際に指導員として働いている皆さんと、今、話を進めている。遅くとも夏休みまでには健康センターに移れるよう、これからも話を進めていきたい。

○**議長（棚村会長）** 大那委員、よろしいか。

○**大那委員** 先日、月潟健康センターで話があったようだが、各担当のほうで話が初めて出たような感じで、それぞれの担当で、ここだけであれば何とか、この部屋だけであれば何とか、トイレだけであれば何とかという話になっている今、課長がおっしゃるような、地域センターを利用したいというのは部分的な使用という話なのか、全体なのか。

○**高橋健康福祉課長** 部分的な使用である。部屋とお手洗いを使う。

○**大那委員** 部分的。トイレだけとか。

○**高橋健康福祉課長** トイレだけではなく、部屋もということである。建物の中の部屋とトイレを使う。あの建物すべてを使うのではなく、必要な広さを確保した部屋とトイレを使つていただく。

○**大那委員** 私がお願いしたいのは、現状の月潟ひまわりクラブの危険性の高い建物にあればだけの子どもが入っていることを考えると、月潟ひまわりクラブ全体を健康センター全体的で利用させていただけないかということである。健康センターを必要とするのが月に1回という話を聞いて、健康診断のときにここを使うから全部使われたら困るとか、月に1回使用するのに、考えてみれば健康センターなのでそれはやむを得ないと思うが、そのような話で、今言ったようにできるだけ月潟ひまわりクラブの職員の話、現状をよくお聞きになって、それで対応し

て話し合いをしていただければありがたい。

○議長（棚村会長） では、以後、該当の皆様方で話を詰めていただきたい。

それでは、これで第2回全体会で出された質問に対する回答については終わりとする。

#### （6）その他

○議長（棚村会長） 次第4（6）その他ということで、事務局から何かあるか。

○永井地域課長 一言謝らせていただきたい。ただいま、資料7を回収させていただいた。実は、皆さんにこれまでの前回の自治協議会の皆様のお力も借り、それから地域の皆様のお力も借りて作った南区ビジョンの実施計画がやっとできたのでということで配付させていただいて、これからの審議にも活用いただきたいということでお渡しする予定で私が話をする予定だったが、中に間違いがあり、今、回収させていただいた。すぐ、今日明日中に郵送させていただくので、楽しみにお待ちいただきたい。区ビジョンまちづくり計画の中で8年間のこういう方向でやりたいという中で、今後、2年間の具体的な取り組みとしてこういうことをやっていくというものを記載したものである。また来月以降、来年度の区づくり事業やそういったところの議論をお願いする場面等でまた活用いただければと思っている。申し訳ない。早急にお送りするので、お改めいただければと思う。

○議長（棚村会長） 委員の皆様から、何かあるか。

ないようだが、私から事務局にお願いである。本日の当日配付ということで、読み込まなければいけない資料が当日に配付されても読み込めなく、話も進まないの、本庁からの資料あるいは区役所からの資料はなるべく事前配付して、読む期間をいただけたらと思うので、よろしく願います。

○永井地域課長 本庁にも速やかに資料を提出するようにということ、私どもも速やかに出せるように図りたい。

#### 5 次回全体会の日程について

○議長（棚村会長） 次第5、次回の全体会の日程についてである。来月は7月29日水曜日午後2時から南区役所講堂、こちらで開催ということによろしいか。

よろしく願います。

#### 6 閉会

○議長（棚村会長） 以上で、第3回南区自治協議会を閉会する。

（午後4時30分）